

【Q . 寄附金】

Q. 寄附金を受ける場合に、後援会経由で受けることがあります。社会福祉法人が直接寄付者個人から寄附を受けた方がよいでしょうか。

A

所得税法上、寄附金控除が受けられるのは、一定の場合に限定されています。
社会福祉法人への寄附であれば原則として寄附金控除対象ですが、後援会等への寄附は寄附金控除対象として挙げられていません。

したがって、寄附金控除の適用面より、寄附者から直接社会福祉法人へ寄附金した方がよいでしょう。